告示第１０号

沼田町ホームページ広告掲載要綱

平成２６年６月１日制定

（趣旨）

第１条　この要綱は、新たな財源を確保するため、沼田町のホームページを広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

（掲載できる団体等）

第２条　広告を掲載することができる団体等は、町税等を滞納していない団体等で、次のとおりとする。

（１）法人その他の団体及び事業を営む個人で、町内に事業所等を有するもの（以下「町内事業者等」という）

（２）沼田町ふるさと大使、観光大使など町から委嘱を受けている個人

（３）前号のほか、法人その他の団体で町長が認めたもの

（４）その他町長が認めたもの

（広告掲載の基本原則）

第３条　広告及びリンク先ページの内容は、町の公共性及び中立性並びにその品位を損なわないよう十分に配慮するとともに、町民の福祉、町民生活の利便性などを考慮し、次に掲げる基本原則に適合するものでなければならない。

（１）公正かつ真実なものであること。

（２）広告の受け手に不利益を与えないものであること。

（３）児童及び青少年に悪影響を与えないものであること。

（４）品位を保ち、健全な風俗慣習を尊重したものであること。

（５）社会秩序を守るものであること。

（広告範囲）

第４条　広告の内容及びリンク先ページの内容が次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

(１) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(２) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(３) 政治活動又は宗教活動に関するもの

(４) 社会問題、意見広告又は個人宣伝に関するもの

(５) 個人又は法人の名刺広告

(６) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(７) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不適当であると町長が認めるもの

（規制業種又は規制事業者）

第５条 次の各号に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しない。

（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）で風俗営業と規定された業種又はこれに類する業種

（２）商品先物取引又は貸金に係る事業者

（３）ギャンブルに関する業種

（４）法令の定めのない医療類似行為を行う事業者

（５）民事再生法又は会社更生法による再生又は再生手続き中の事業者

（６）各種法令に違反している事業者

（７）行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者

（８）規制対象になっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者

（９）その他広告掲載することが適当でないと町長が認める事業者

（広告の種類及び規格）

第６条 ホームページに掲載する広告はバナー広告とし、バナーの規格は、次のとおりとする。

（１）バナーのファイル形式は、ＪＰＧ形式又はＧＩＦ形式とする。ただし動画は対象外とする。

（２）バナーのサイズは、１枠につき縦６０ピクセル以内、横２４０ピクセル以内で、ファイルサイズ２４ｋｂ以内で、町が指定したサイズとする。

（３）１バナーからリンクするＵＲＬは１箇所のみとする。

（広告の掲載位置及び枠数）

第７条 広告の掲載位置は、ホームページのトップページで町が指定した場所とし、１０枠以内とする。

（広告の掲載期間）

第８条 広告の掲載期間は、１か月単位で最長１２か月とする。ただし、掲載期間の終期は、掲載開始日の属する年度の末日までとする。

２ 広告の掲載開始日は月の初日とし、掲載終了日は月の末日とする。ただし、該当日が沼田町の休日を定める条例（平成４年条例第２０号）第１条に規定する休日（以下「役場閉庁日」という）に該当する場合は、その翌日からとする。

３ 広告主からの申し出があり、町長が認めた場合は、月の初日以外の役場閉庁日以外の日を掲載開始日することができる。ただし、この場合の掲載開始月は、掲載日から掲載日の属する月の末日までの期間を１か月とする。

（広告の掲載料）

第９条 広告の掲載料は次のとおりとする。

（１）町内事業者等　無料

（２）沼田町ふるさと大使、観光大使など町からの委嘱を受けている個人　無料

（３）前号のほか、法人その他の団体で町長が認めたもの　１枠につき月額３，０００円

（４）その他町長が認めたもの　その都度協議を行う

（広告掲載の申込み）

第10 条 広告を掲載しようとする者は、沼田町ホームページ広告掲載申込書（別記様式）を、広告掲載開始希望月の前月末日までに、総務財政課に提出しなければならない。

（広告掲載の決定）

第11 条 沼田町は、前条の申込を受理したときは、申込期間満了後速やかに掲載の可否を決定し、当該申込みを行った者に通知するものとする。

２ 広告掲載の申込をした者の数が、掲載可能枠より多い場合は、下記により掲載する広告を決定するものとし、下記により優先順位を決定できない場合は、抽選を行い決定するものとする。

（１）第１順位 町内事業者等

（３）第２順位 継続掲載の申込み

（４）第３順位 掲載申込期間の長い申込み

３ 広告の掲載順序は、沼田町ホームページ広告掲載位置の左上部から、前項各号の順位に従い掲載する。この場合において、同順位のものが複数あるときは申込書受付日の早い順とし、さらにその日が同日であるときは抽選により決定する。

（広告の提出）

第12 条 前条で広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、第６条に規定する規格によりバナー広告を作成し、総務財政課が指定する期間までに提出しなければならない。

（広告掲載料の納入）

第13 条 広告主は、沼田町が指定する期日までに広告掲載料を納入しなければならない。

（広告掲載料の還付）

第14 条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

（広告掲載の取消し）

第15 条 沼田町は、広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載中であっても広告掲載を取り消すことができる。

（１）広告掲載料が納期限までに納付されなかったとき。

（２）広告主から広告掲載の辞退の申出があったとき。

（３）広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。

（４）その他広告掲載することが不適当と認められる事実が判明したとき。

２ 沼田町は、広告掲載を取り消したときは、当該広告主にその旨を通知するものとする。

（広告主の責任）

第16 条 掲載された広告及びリンク先ページの内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

（その他）

第17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成２６年６月１日から施行する。